



妊娠判定のための産科受診料の助成を
開始しました。(低所得の妊婦対象)

三郷市では、妊娠判定を受ける低所得の妊婦の産科受診に要する費用の一部を助成し、早期の受診を促すとともに伴走型相談支援につなげ、母体及び胎児の健康の保持増進及び児童の健やかな育成に資することを目的として、低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業を令和5年4月1日から開始しました。

○対象者(妊婦)

- (1) 本市に住所を有する次の者
 - ① 市民税非課税世帯に属する者
 - ② 生活保護法の被保護者である者
- (2) 妊娠判定のための産科受診を特に必要と認める者

○助成内容

- ① 受診項目
問診・診察、尿検査、超音波検査
- ② 助成額
受診項目に係る自己負担相当額(1万円上限)

○利用(助成)方法

- ① 事前に相談を頂いた方には、市が指定する産科医療機関で利用できる受診券を発行します。
- ② 相談前又は市が指定する産科医療機関以外の医療機関を受診した場合、医療機関に支払った受診料を市に請求することができます。

○相談先

子ども支援課 子ども支援ステーション ほほえみ
三郷市花和田648番地1 健康福祉会館2階
TEL 048-930-7827

<この情報提供に関するお問い合わせ>

・三郷市 子ども未来部 子ども支援課
子ども支援ステーション ほほえみ
TEL048-930-7827

取材をご希望のかたは上記担当課までご連絡ください。